

学校施設の有効活用について

令和 7 年 3 月 神戸市教育委員会

1

議題

1. 第2回有識者会議の振り返り
2. 小学校でのICTを活用した施設開放
3. 他都市での学校開放の取組
4. 持続可能な施設開放の仕組み
5. 神戸市における学校づくり
6. 今後の方向性

2

第2回有識者会議の振り返り

令和6年7月19日（金）16時～

<学校施設開放運営委員会の現状>

団体アンケートより

- ・担い手不足を感じる団体：79%
- ・鍵の受け渡しが負担となっている団体：47%
- ・利用団体との日程調整が負担となる団体：32%

<中学校体育館の夜間開放状況>

利用状況（5月時点）

開放校：66校（利用件数1,324件・利用率約80%）

－課題－

- | | |
|------------------|-------------|
| ・スマートロックの動作不良が発生 | ・安定した学校施設利用 |
| ・近隣とのトラブル発生 | ・利用者のマナー向上 |

<受益者負担>

神戸市・堺市を除く政令市（18市）で使用料徴収

利用者の利便性への配慮と徴収事務の負担軽減の検討

－当日の主な意見－

開放運営委員会

- ・開放運営委員会の構成員が高齢化し、子供のための企画をやるパワーがない。
- ・単に従来の方式からICTへ移行するのは、地域の摩擦が大きいのはないか。

中学校体育館の夜間開放

- ・不適正利用は、過渡期とも考えられる。
- ・利用団体活動開始時に、扉が開いていたりエアコンがついたままのこともあるため、教育活動後も確認が必要。
- ・ICTを導入する機会に、コストがかかっても扉等の改修やセキュリティ向上の取組を行うべき。

受益者負担

- ・利用者が対価を払うのは当然。ただし、地元利用か否か等で金額に差をつけることもあり得る。
- ・電気代等の実費相当ではなく、施設管理（仕様向上含む）に必要な金額設定を行うべき。

3

議題

1. 第2回有識者会議の振り返り

2. 小学校でのICTを活用した施設開放

3. 他都市での学校開放の取組

4. 持続可能な施設開放の仕組み

5. 神戸市における学校づくり

6. 今後の方向性

4

小学校でのICTを活用した施設開放

I. モデル校 選定条件

- ・ 体育館が校舎から独立し、セキュリティが担保できる学校
- ・ 担い手不足や鍵管理など地域の負担感がある学校

II. 運用条件

- ・ 中学校で実績のある体育館の利用からスタート
- ・ 開放運営委員会が利用しない時間帯の一般開放（抽選）

6月頃を予定

III. 検証したい内容

- ・ 開放運営委員会役員の負担軽減（鍵管理）
- ・ 開放運営委員会の利用日と「まちかぎりモート（予約システム）」への設定

－モデル校（8校）－

上筒井小学校（中央区）	名 谷小学校（垂水区）
なぎさ小学校（中央区）	糺 台小学校（西区）
西須磨小学校（須磨区）	高 和小学校（西区）
花 谷小学校（須磨区）	春日台小学校（西区）

－学校施設開放運営委員会の意見－

- ・ 適正に利用していただけるか不安
- ・ 施設の清掃等もやってくれるのか
- ・ 地域クラブの備品・用具に関するトラブルの不安
- ・ 区域外の方が利用するのは違うのではないか

5

議題

1. 第2回有識者会議の振り返り
2. 小学校でのICTを活用した施設開放
3. 他都市での学校開放の取組
4. 持続可能な施設開放の仕組み
5. 神戸市における学校づくり
6. 今後の方向性

6

他都市での学校開放の取組

川崎市

ICT化 # 地域への委託廃止 # 使用料体系の見直し

〈取組状況〉

- ICTの実証実験（5校）を経て、「[学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針](#)」の策定（令和6年2月）
- 予約システムと「スマートロック機能付きキーボックス」での運用
 - ①門から施設までの動線が独立（職員室等から分離）
 - ②利用可能なトイレがあること
- 令和7年度以降、**運営委員会への委託は廃止**（委託事業費は一部を施設維持補修費に充てる）
- 利用調整の**配慮順を整理**
 - 学校や利用団体と調整する連絡担当を配置（2名）
〈開放の仕組みに関する資料は参考資料に掲載〉
- 新使用料体系に移行**

【現在の施設種別ごとの対象経費】					【今後の施設種別ごとの対象経費】				
昼間校庭	夜間校庭	体育館	武道場	特別教室	昼間校庭	夜間校庭	体育館	武道場	特別教室
									空調
		照明				照明	照明	照明	照明
		トイレ、手洗い等			トイレ、手洗い等	トイレ、手洗い等	トイレ、手洗い等	トイレ、手洗い等	トイレ、手洗い等
なし	照明	トイレ、手洗い等	なし	なし	共通	共通	共通	共通	共通 ¹⁰

・体育館、夜間校庭のみ（光熱水費のみ対象）

・光熱水費に加えて、共通経費（予約システム等）をもとに設定
※施設維持費は対象外

7

他都市での学校開放の取組

浜松市

ICT化 # 地域への委託廃止

〈取組状況〉

- 令和6年度より全小中学校でICT化実施
- ICT化により**地域への委託は廃止**
- 利用の手続きをシステム化したのみで大きく変わらない
- 委託費の一部を**施設補修費に充当**
- 使用料は納付書とクレジットカード決済の2択
（約9割が納付書（700件程度/月））

まちかぎりモート  リモートロック

システムは神戸市と同じ

東京都（青葉小学校）

地域貢献

〈取組状況〉

- CSを核に**地域活動貢献を誘導する**
- 学びの拠点として活用。委員会を組織し、地域開放を推進
- 地域開放は、**清掃、挨拶活動など学校活動に貢献できることを条件に使用料を免除**（一般開放は有料）

神奈川県（東柏ヶ谷小学校）

外部委託

〈取組状況〉

- 特定教室の開放は**シャッターで必ず区画**
- 市民図書室の開放対応は、**シルバー人材に委託**
図書の貸出は**中央図書館の指定管理者にて対応**

8

議題

1. 第2回有識者会議の振り返り
2. 小学校でのICTを活用した施設開放
3. 他都市での学校開放の取組
4. 持続可能な施設開放の仕組み
5. 神戸市における学校づくり
6. 今後の方向性

9

会議検討事項の再確認（第1回資料より）

- 誰もが利用しやすい学校開放事業の制度の再構築
- 中学校武道場・テニスコート等、現在開放できていない施設の開放に向けた検討
- 受益者負担のあり方

見直しの視点

みんなで

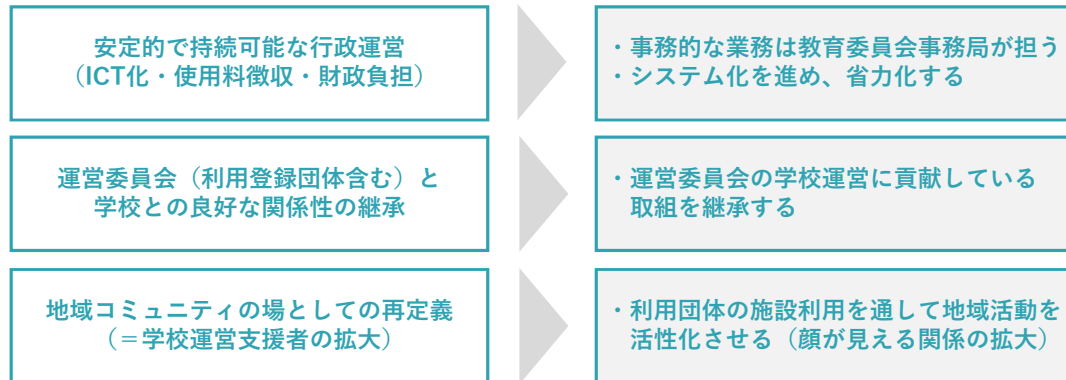
もっと

使いやすく

10

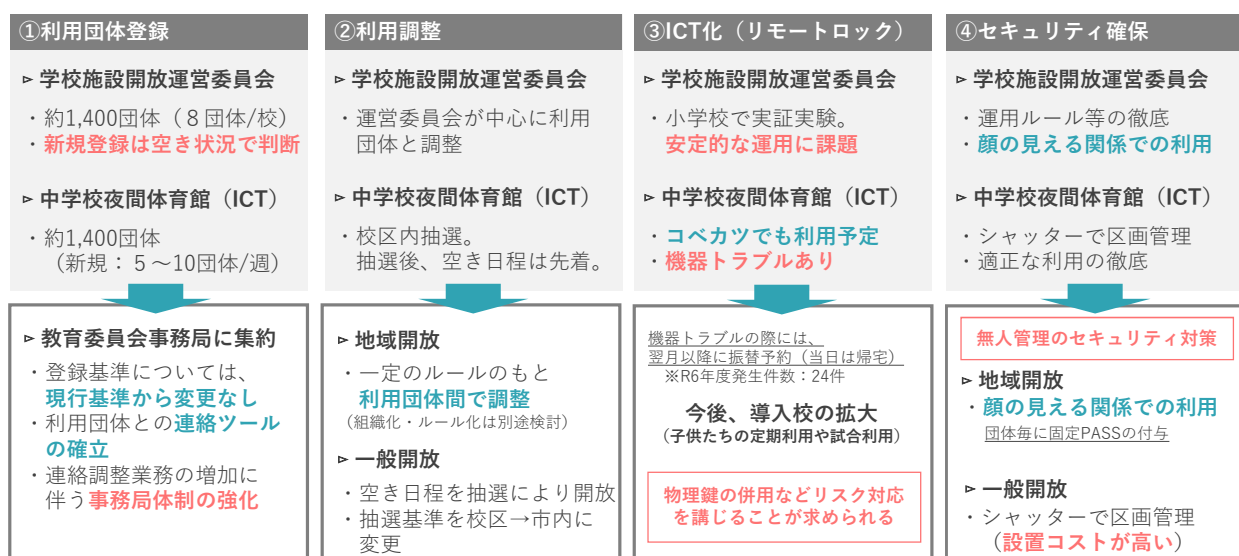
持続可能な施設開放の仕組み

持続可能を高める視点



11

（１）誰もが利用しやすい学校開放事業の制度の再構築



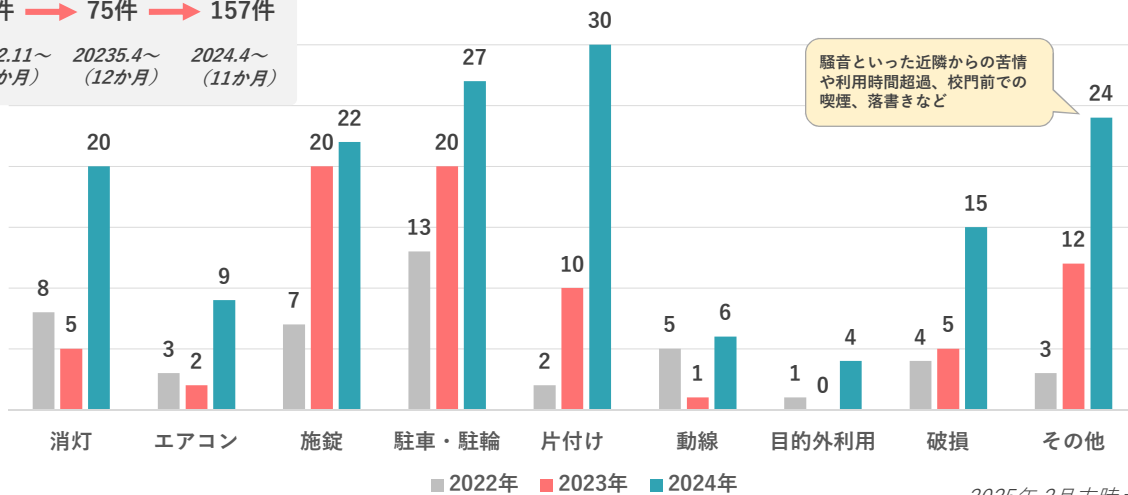
12

不適正な利用の実態

指摘件数

46件 → 75件 → 157件

2022.11～
(5か月) 2023.4～
(12か月) 2024.4～
(11か月)



2025年2月末時点 13

(1) 誰もが利用しやすい学校開放事業の制度の再構築

ーその他、学校施設開放運営委員会の事業に関連する取組ー

自由開放

校庭遊び場

体力向上

放課後運動遊び

28校で実施

開放指導員：休日1名、夜間2名配置
・利用者の指導、事故防止
・施設管理（準備・片付け含む）

約50校（R6）で実施（サポーターを募集）

・自主的な運動遊びの見守り・支援
・運動用具の準備片付け
・運動意欲や体力向上につながる企画の提案・実施



類似

市民図書室

地域交流

図書機能

図書館の機能充実

87校（H24）→80校（R6）と減少

市民図書室管理者の配置
・図書の管理、閲覧・貸出
・施設管理（準備・片付け含む）
・市立図書館の予約図書の受け取り

・図書館の整備（垂水・北・三宮）
・電子図書館



充実

学校図書館の活用（検討中）

子供の居場所

地域貢献事業

地域交流

学校運営協議会 連携・協力活動

130校で実施

地域学習・世代間交流等の企画

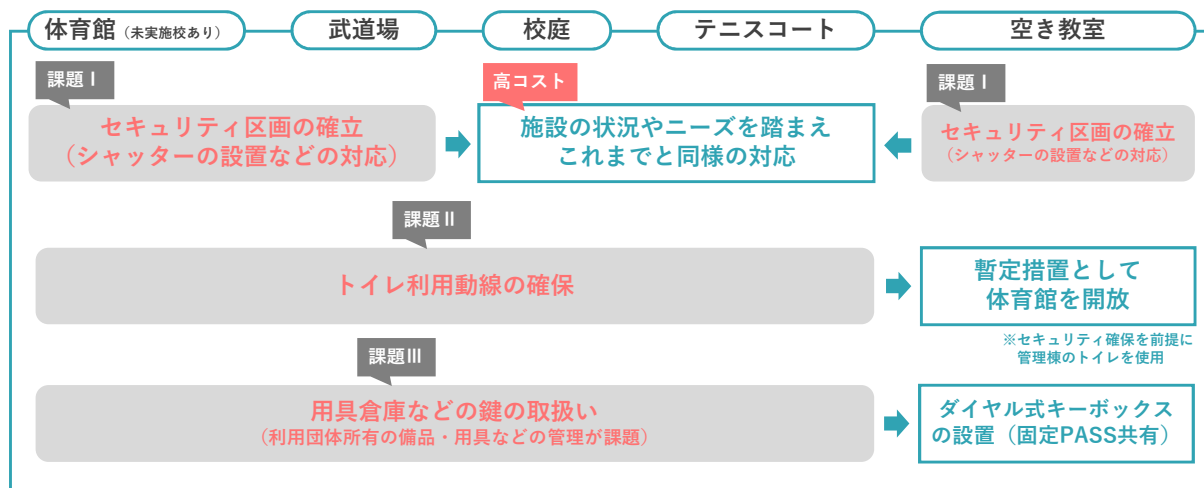


類似

14

(2) 開放していない施設（中学校武道場・テニスコートなど）

ICTを活用して開放を検討できる施設



15

(3) 優先利用と受益者負担

	利用団体の分類	団体目的	受益者負担（使用料）	利用調整
通年（定期）利用	地域で利用調整を行う利用団体	子どもの主体的な活動		
	地域で利用調整を行う利用団体	地域コミュニティづくり・地域活動		
一時利用	一般利用（市内（在住））	利用者自身の活動	負担あり ※目的外使用許可基準に 照らして徴収	利用抽選の 申し込み可
	一般利用 （市外在住・（市内在勤・在学））	利用者自身の活動	負担あり ※目的外使用許可基準に 照らして徴収	抽選後の先着のみ

検討課題①

地域活動の登録要件の整理

検討課題②

使用料の免除団体の整理

検討課題③

利用調整の配慮順の整理

16

議題

1. 第2回有識者会議の振り返り
2. 小学校でのICTを活用した施設開放
3. 他都市での学校開放の取組
4. 持続可能な施設開放の仕組み
5. 神戸市における学校づくり
6. 今後の方向性

17

神戸市における学校づくり

学校づくりの指針

～人がつながり ともに創る みんなの学校～

(コンセプト)

子供たちの生きる力を育むのは、人と人とのつながり。
学校、保護者、地域の皆さんのつながりの輪の中で、
地域とともに創る学校を実現し、未来の担い手となる神戸っ子を育みます。

取組の3本柱

育てたい子供の姿を共有します

育てたい子供の姿を保護者、地域の皆さんと共有し、連帯感を持って子供たちの学びと成長を支えます。

親しみやすい学校をつくります

地域がつながる場として、みんなが訪れたくなる、親しみやすい学校環境をつくります。

子供を育む活動をともに進めます

保護者、地域の皆さんとの関わり合いと連携を深め、育てたい子供の姿の実現に向けて、ともに活動を進めます。

18

他都市での学校づくりの考え方

東京都（三鷹市）

生涯学習

福祉的機能

防災的機能

・学校は地域の共有地「コモンズ」

学校は、子供たちの学校教育機能だけでなく、
福祉的な機能や防災的な機能、生涯学習的な機能
などの様々な機能を持つべき

・学校3部制 # 役割分担

第1部 学校教育の場

第2部 放課後の場

第3部 夜間・休日は
大人のための学び場

教員はノータッチ
教育委員会事務局と
市の責任において
居場所を確保

東京都（渋谷区）

共創空間

地域コミュニティ

意識改革

・拡張された学校づくり

学びの場を拠点とした、学校と地域の「共創空間」と
「地域コミュニティ」の創出

地域や社会の人との交流や協働の中で、現実社会での
課題と向き合いながら、探究的な学びを実践していく

学校自身が意識改革を図り、一層、地域に開かれた
学校づくりを進める

施設整備の面からは、児童生徒が容易に外の社会との
関係を構築できる空間づくり

19

議題

1. 第2回有識者会議の振り返り
2. 小学校でのICTを活用した施設開放
3. 他都市での学校開放の取組
4. 持続可能な施設開放の仕組み
5. 神戸市における学校づくり
6. 今後の方向性

20

今後の方向性（案）

S40年代～

神戸市学校施設開放事業（開放運営委員会）

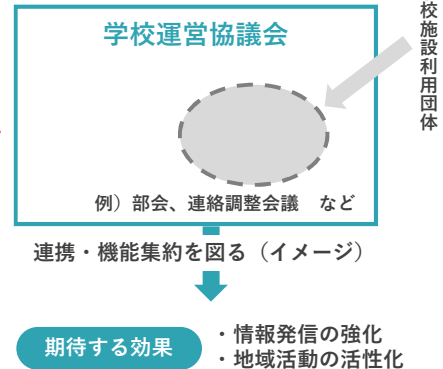
- ・学校を活用した活動を展開し、地域コミュニティの場づくりの形成を促してきた。

R4年～

神戸市のコミュニティ・スクールの取組

- ・令和4年度にすべての小中学校・義務教育学校に学校運営協議会を設置。地域の方々も学校運営に参画。

関わっている方の多くが重複している
（約100名（90校））



21

今後の方向性（案）

取り組みたい3つ視点

＼みんなつながる／

人々の交流を誘発する活動

- ・スポーツ、文化、生涯学習などの活動
- ・活動に関する情報をまとめ、可視化し、市民誰もが見つけられ、選びやすくする。

＼みんながつくる／

多様な団体が連携した場づくり

- ・多様な団体が、対話し、連携・協働した地域全体の場づくり
- ・地域コミュニティの形成（学校運営の支援につながる）

＼みんなで作る／

利用しやすい仕組み・環境整備

- ・誰もが利用しやすい学校施設開放運営委員会制度の再構築
- ・学校教育以外での学校の利用について責任の所在の明確化
- ・市長部局との役割分担
- ・必要な施設整備
 - ▷ セキュリティ確保
 - ▷ 施設の適切な機能維持
 - ▷ 必要な機能向上 など

進め方の検討：モデル実施による検証、負担の多い地域の移行支援 など

22

今後のスケジュール

令和6年3月：第1回会議 現状と課題

令和6年7月：第2回会議 地域団体の運営状況と夜間開放の課題

○令和7年3月：第3回会議 現状及び課題、他都市事例共有
学校施設の有効活用に関する方向性等の意見交換

令和7年6月頃：第4回会議 今後の学校開放に向けた論点整理
意見のまとめの構成（案）

令和7年秋頃：第5回会議 意見のまとめ（案）

有識者会議としての意見としてとりまとめていただき、
それを踏まえた上で、教育委員会で「学校施設の有効活用に向けた方針」を策定する。

23

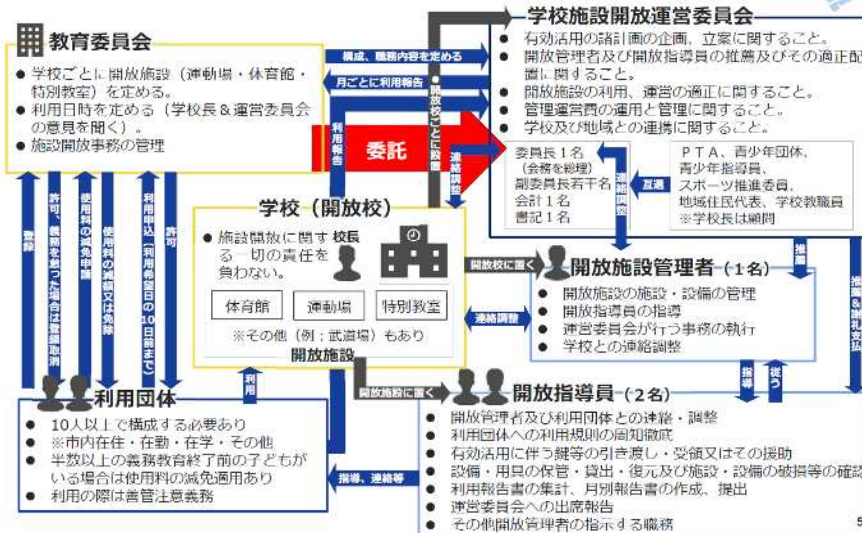
— 参考資料 —

24

【参考】学校施設開放運営委員会の仕組み（川崎市）

（川崎市HPより引用）

現在の運営体制イメージ

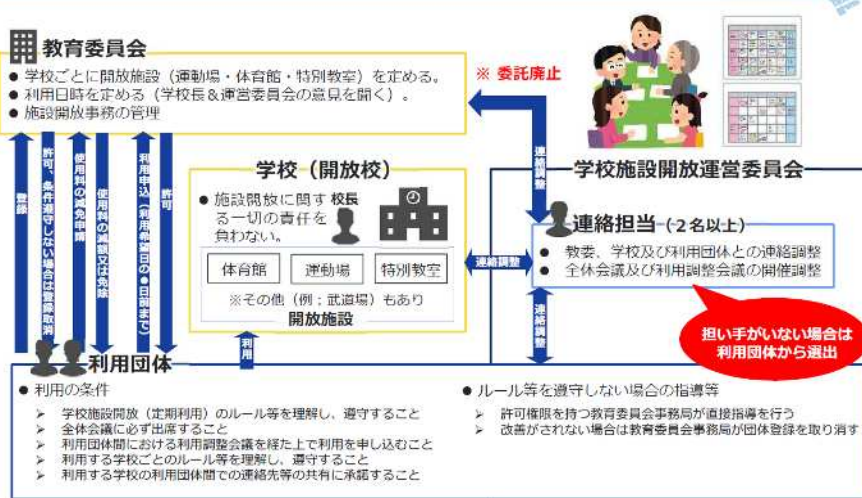


25

【参考】学校施設開放運営委員会の仕組み（川崎市）

（川崎市HPより引用）

今後の運営体制イメージ



26

(川崎市HPより引用)

	登録（減免含む）	施設開放運営委員会	先行入力	利用調整会議	その他	
学校		調整	学校利用		個別連絡 ↓ 確認 ↑	全体連絡 ↓ 確認 ↑
利用団体	申請 ↓ 通知 ↑ 受領	調整 ↑		調整 ↑	利用調整会議	確認 ↓ 共有 ↑
連絡担当	↓ ↑ 名簿 受領	開催調整		開催調整		確認 ↑
教育委員会事務局	審査 ↓ 登録 ↑ 通知 ↑ 名簿 作成		一時利用	開催の調整、調整、場所等決定は 任意 です。校園で体育館使用した施設使用時に開催することもできます。	個別連絡 ↑ 全体連絡 ↑	

配慮順	対象となる活動	具体例
1	主に学区内の児童生徒を対象とした活動	当該学校の児童が主なメンバーの少年野球やミニバス、子ども会、読書会など
2	主に学区内の児童生徒以外を対象とした活動	当該学校のPTA、学区内の町内会・自治会が主なメンバーのバレーボールや会合など
3	主に学区外の児童生徒を対象とした活動	他校の児童生徒が主なメンバーのスポーツ教室や合宿、自習スペースの提供など
4	主に学区外の児童生徒以外を対象とした活動	学区外の大が主なメンバーのソフトボールやネットサル、演劇など

○教育基本法 第 12 条 2

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

- ・国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

【参考】神戸市の施設開放の仕組み

学校施設目的外使用規則の特則

